

## 北区役所管内道路清掃業務委託(その4) 特記仕様書

### 1. 作業の概要

- (1) 岡山市(以下「甲」という。)は道路の機能及び美観の保持を目的として実施する路面清掃作業(以下「作業」という。)を、受託者(以下「乙」という。)に委託する。
- (2) 作業は、主として路面清掃車により行う。
- (3) 路面清掃車は、乙が保有する車両を用いる。
- (4) 乙は、路面清掃車を使用する作業を開始するにあたり、自動車損害賠償保険(任意保険)に加入しなければならない。自動車損害賠償保険(任意保険)の保険料は、乙の負担とする。
- (5) 年間の作業回数は、見積参考資料の回数を基本とし、路面の状況により適切な頻度で実施する。
- (6) 雨天のときは、極力作業を行わないこととする。

### 2. 作業の実施

作業は次により実施するものとする。

- (1) 作業の範囲は、車道・路肩・中央分離帯の清掃を基本とする。
- (2) 作業班は、機械作業班により編成する。
- (3) 作業班は、土砂等が集水樹・側溝・排水管等に落ち込まないように細心の注意を払い、落ち込んだ場合は速やかに除去するとともに、もの(塵芥等)の種類にかかわらず、すべてを收拾し処理する。
- (4) 清掃作業において、路面清掃車とダンプトラックの組み合わせが標準である。
- (5) 路面清掃車の清掃速度は、6.0km/h以下で実施すること。
- (6) 作業班は梅雨前や落葉の時期には下記の作業を指示する事がある。
  - ・歩車道境界ブロック歩道側の堆積土の除去。
  - ・歩車道境界ブロックの排水穴及び排水管の状況の確認、清掃。
- (7) 集積した土砂等の処分は、すべて乙の責任において行う。
- (8) 甲は、歩道の清掃及び簡単な除草を指示することがある。

### 3. 注意事項

作業に当たっては、次に注意するものとする。

- (1) 交通及び作業員の安全確保に十分配慮する。
- (2) 一般通行の支障のないよう注意し、沿道住民に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 作業の実施に伴い、長期間にわたる通行の制限又は禁止(片側通行等)の必要がある場合は、乙は事前に甲に届け出てその指示に従う。

### 4. 作業の計画

- (1) 乙は作業の実施に先立ち、作業区間の道路構造、道路付属物、占用物件、地域の実情等を十分に調査し、「作業計画書」を作成する。
- (2) 乙は月毎の「路面清掃作業月間計画表」を作成し、前月の最終日までに甲に提出して承諾を得る。
- (3) 甲は、付近の通行規制状況及び直営作業の計画等を考慮し、「路線清掃作業月間計画表」の変更を指示することがある。
- (4) この作業計画の作成に当たっては、下記事項に留意する。
  - ① 通行の制限または禁止(片側通行等)を伴う作業は、できる限りまとめて同時期に実施する。
  - ② 交通及び作業員の安全確保に十分配慮し、安全対策を検討する。
  - ③ 作業時間帯は、当該地域の実情に合ったものとする。

## 5. 作業の報告

- (1) 乙は、毎月の作業内容について、「路面清掃作業月報」を作成し、3ヶ月毎に甲に提出する。
- (2) 乙は、「路面清掃作業月間計画表」を変更して作業を行った場合、又は毎日の作業内容について特に報告する事項がある場合は、「路面清掃作業月報」を作成し、速やかに甲に提出する。
- (3) 乙は、作業状況の写真を撮影して、「路面清掃作業月報」に添付するものとする。
- (4) 作業状況写真には、作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
- (5) 作業中の写真には、路面清掃車とダンプトラック、両方とも撮影すること。
- (6) 黒板に作業日・回数等を記入してあること。
- (7) 集積した土砂等の処分にあたり、処分の伝票を提出すること。
- (8) 集積した土砂等の処分を行う際、処分を行う毎に処分状況の写真を撮影して、「路面清掃作業月報」に添付すること。

## 6. その他

- (1) 作業が完了したにもかかわらず、路面に土砂等が残っている場合は、甲は乙に作業のやり直しを指示することができる。
- (2) 上記の作業のやり直しに係る費用は、すべて乙の負担とする。

## 7. 緊急処置等

- (1) この委託内容に含まれない作業で、甲から緊急処置の要請があった場合、乙は速やかに出動してその処置に当たるものとする。
- (2) 乙は、緊急時の連絡先、連絡者、所在地を明らかにするため、これらの資料を予め作成し、甲に提出して承諾を得るものとする。

## 8. 疑義

乙は、業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議してその指示に従わなければならない。

## 9. 委託料の支払方法

委託料は、3月ごとの支払いとする。

1回ごとの支払額は契約金額を4で除して得た額とするが、当該額に1円未満の端数が生じるときは最後の支払回に支払うものとする。